

元離宮二条城駐車場運営等に係る事業者募集についての問合せについて（追加回答分）

質問内容	回答
<p>Q 繁忙期とは、具体的に何月何日から何月何日までを指すのか（10月のみという認識でよいか）。</p>	<p>A 繁忙期のみ配置を求める警備員については、年間を通じてバス利用が最も多い10月の他、普通車利用が最も多い桜の開花時期（3月下旬から4月中旬）及びゴールデンウィークに配置を行ってください。</p> <p>この他、これまで「二条城ライトアップ（3月下旬～4月上旬）」、「京の七夕（8月上旬～中旬）」、「アートアクアリウム（11月下旬～12月中旬）」等、夜間のイベント開催時についても満車になることがありましたので、イベント開催決定時には、警備員配置等の運営体制について、その都度協議させていただきます。</p>
<p>Q 自動販売機には、飲料のほか外国人観光客向けにガチャガチャ等のお土産品の自動販売機等を設置することは可能か。</p>	<p>A 駐車場運營業務以外のサービス提供として本市が想定しているのは、飲料の自動販売機（設置に伴う電気代等は運営事業者の負担）やコインロッカーの設置、周辺エリアの観光案内などです。</p> <p>ガチャガチャ等のお土産品の自動販売機の設置やその他のサービス提供については、駐車場管理事務所北隣スペースでは実施可能です。なお、その他の屋外で実施する場合には、二条城の景観や周辺環境への影響、また、内容や規模、実施場所等を総合的に勘案したうえで、実施の可否を判断します。</p> <p>駐車場運營業務以外のサービス提供については、内容や規模、実施場所により、文化財保護法に基づく現状変更許可申請等の手続きが必要となる場合があります。</p>